

東西軸(中央通り・東西通り)における景観形成及び良好な広告景観に向けた取組みについて

～景観計画(変更素案)、屋外広告物条例(素案)、屋外広告物条例施行規則(素案)、東西軸ストリートデザインガイドライン(素案)、及び屋外広告物ガイドライン(素案)の概要～

1 趣旨

茨木市では、平成 16 年の景観法の制定を受けて、平成 22 年に景観行政団体となり、平成 24 年に茨木市景観計画及び茨木市景観条例を定め、市民・事業者・行政の協働による景観まちづくりを推進しています。

この度、市の中心部を取り巻く環境の変化及び本市の景観像に馴染まない広告物の掲出が確認できる状況等を踏まえ、メインストリートである東西軸(中央通り・東西通り)における景観形成及び良好な広告景観に向けての取組みを行ってきたところです。これらの取組みを通じて、必要となる計画の変更、条例・施行規則の制定及びガイドラインの策定を行います。

変更する計画	茨木市景観計画
制定する条例・施行規則	茨木市屋外広告物条例、茨木市屋外広告物条例施行規則
策定するガイドライン	茨木市東西軸ストリートデザインガイドライン、茨木市屋外広告物ガイドライン

2 取組経過

(1)東西軸(中央通り・東西通り)における景観形成の取組み

市の中心部で、文化・子育て複合施設「おにクル」及びJR・阪急両駅前など、新たな拠点形成に向けた事業が進行し、各事業の効果を点から面へと波及させる必要があることから、道路空間と沿道建築物等が一体となった、歩きやすく歩いて楽しく滞在、活動をしたくなるような魅力ある景観形成を図り、各拠点の賑わいを面的に拡げ、中心市街地の活性化に寄与するため、各拠点をつなぐメインストリートである中央通り・東西通りにおける景観形成の取組みを実施してきたところです。

令和2年度の現況調査、令和3年度のワークショップ等による将来像の検討、令和4年度の空間のあり方の検討及び社会実験の実施などを通じて、令和5年度に景観計画の変更及び東西軸ストリートデザインガイドラインの策定を行います。

(2)良好な広告景観に向けた取組み

景観計画の重点地区に規模が大きな広告物の掲出及び自然景観を阻害する広告物の掲出など、本市の景観像に馴染まない広告物の掲出が確認できることから、本市の特性を踏まえた屋外広告物の適正な規制・誘導を図り、茨木らしい魅力ある広告景観を形成するための取組みを実施してきたところです。

令和2年度の現況調査、令和3、4年度の規制誘導方針及び規制・誘導内容の検討などを通じて、令和5年度に景観計画の変更、屋外広告物条例・施行規則の制定及び屋外広告物ガイドラインの策定を行います。

(3)審議会等での検討

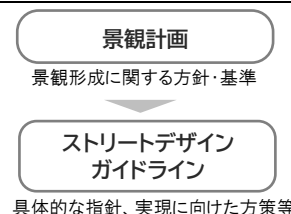
両取組みの推進にあたっては、茨木市景観審議会、庁内検討会議をそれぞれ7回(R5.10 時点)開催し、有識者による専門的な知見からの助言及び庁内連携などを踏まえ、内容の検討を進めてきたところです。

[検討経過の詳細はこちら](#)

3 景観計画、条例・施行規則、ガイドラインの関係性

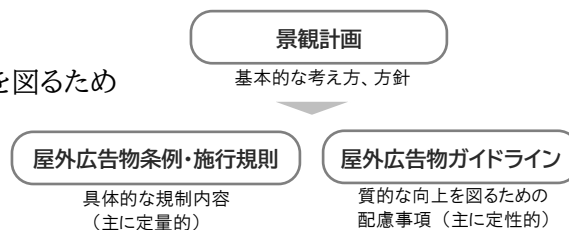
(1)東西軸(中央通り・東西通り)における景観形成の取組み

景観形成に関する方針・基準を景観計画に、具体的なデザインの指針及び実現に向けた方策等をストリートデザインガイドラインで示します。



(2)良好な広告景観に向けた取組み

屋外広告物に関する基本的な考え方、方針を景観計画に、具体的な規制内容を条例・施行規則に、広告景観の質的な向上を図るための配慮事項(誘導内容)を屋外広告物ガイドラインで示します。



4 茨木市景観計画(変更素案)の概要

(1)東西軸(中央通り・東西通り)における景観形成の取組み

【変更する内容】

6章 良好な景観形成の方針<にぎわい景観形成地区>

・「歩きたくなる空間の形成」などに関する方針を追記

7章 行為の制限に関する事項<にぎわい景観形成地区>

・6章の方針に基づき、必要な景観形成基準を追記

10章 景観重要公共施設の整備に関する事項及び占用等の許可の基準

・景観重要公共施設に東西軸(中央通り・東西通り)を位置づけ、「整備にあたって配慮すべき事項」及び「占用等の許可の基準」を設定

(2)良好な広告景観に向けた取組み

【変更する内容】

9章 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

・「屋外広告物の表示等に関する基本的な考え方」及び「行為の制限の方針」を変更

[茨木市景観計画\(変更素案\)の内容はこちら](#)

[茨木市景観計画\(変更素案\)新旧対照表の内容はこちら](#)

5 茨木市屋外広告物条例・施行規則(素案)の概要

【条例(素案)の構成、主な内容】

第1章 総則

第2章 広告物等の制限

第3章 広告物等の許可等

第4章 監督処分

第5章 雑則

第6章 罰則

附則

- ・目的、広告物等のあり方、市・広告主等の責務など
- ・禁止区域、禁止物件、禁止広告物等、適用除外など
- ・許可に関する事項、広告物等の管理・点検義務など
- ・違反広告物等に対する措置など
- ・報告及び立入検査など
- ・罰則
- ・施行期日、経過措置など

【施行規則(素案)の主な内容】

条例の施行に必要な事項として、許可等の基準及び申請に必要な様式・書類などを規定

[屋外広告物の規制内容等\(素案\)概要版の内容はこちら](#)

[茨木市屋外広告物条例\(素案\)の内容はこちら](#)

[茨木市屋外広告物条例施行規則\(素案\)の内容はこちら](#)

6 茨木市東西軸ストリートデザインガイドライン(素案)の概要

【ガイドライン(素案)の構成、主な内容】

- | | |
|-----------------------|--------------------------|
| 第1章 はじめに | ・背景、目的、位置づけ、対象範囲、対象とする空間 |
| 第2章 東西軸の特徴・ニーズ | ・東西軸及び中心市街地の特徴・ニーズ |
| 第3章 目指すべき将来像 | ・目指すべき将来像 |
| 第4章 将来像を実現するためのデザイン指針 | ・中央通り、東西通りのデザイン指針 |
| 第5章 将来像の実現に向けて | ・運用体制、支援内容メニュー、ロードマップなど |

[茨木市東西軸ストリートデザインガイドライン\(素案\)概要版の内容はこちら](#)

[茨木市東西軸ストリートデザインガイドライン\(素案\)の内容はこちら](#)

7 茨木市屋外広告物ガイドライン(素案)の概要

【ガイドライン(素案)の構成、主な内容】

- | | |
|----------------|---|
| 第1章 はじめに | ・背景、対象、目指す広告景観の方向性(基本理念) |
| 第2章 共通の配慮事項 | ・全区域に共通する配慮事項(規模・配置、形態・意匠、適切な維持管理など5項目) |
| 第3章 広告種類別の配慮事項 | ・種類別の配慮事項(屋上、壁面、突出、地上、映像装置付きなど9種類) |
| 第4章 地域別の配慮事項 | ・地域別の配慮事項(閑静な住宅地、駅前広場、山間部など7項目) |
| 第5章 条例による規制内容 | ・条例の基準、配慮のポイント |
| 第6章 許可申請手続き | ・許可申請手続きの流れなど |

[茨木市屋外広告物ガイドライン\(素案\)概要版の内容はこちら](#)

[茨木市屋外広告物ガイドライン\(素案\)の内容はこちら](#)

8 スケジュール

- | | |
|---------------------|--|
| 令和5年11月6日から12月5日まで | パブリックコメントを実施 |
| 令和5年12月又は令和6年1月(予定) | ・茨木市景観審議会を開催し、景観計画変更等について意見聴取
・パブリックコメント結果を公表 |
| 令和6年1月(予定) | ・茨木市都市計画審議会を開催し、景観計画変更について意見聴取 |
| 令和6年3月(予定) | ・茨木市議会へ茨木市屋外広告物条例(案)を上程・審議、公布
・茨木市屋外広告物条例施行規則を公布、景観計画を変更、各ガイドラインを策定 |
| 令和7年1月(予定) | ・茨木市屋外広告物条例及び施行規則を施行 |